

浜松市規則第13号

浜松市龍山入浴施設条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市龍山入浴施設条例施行規則（平成17年浜松市規則第206号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入浴施設の利用) 第2条（略） 2 市長は、前項の規定による申出があった場合において適当と認めるときは、利用券 <u>（別記様式）</u> を交付する。	(入浴施設の利用) 第2条（略） 2 市長は、前項の規定による申出があった場合において適当と認めるときは、利用券を交付する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、利用券の様式を削るものです。